

## 児童・生徒用送迎バス等の安全基準創設を求める意見書

児童、生徒を送迎するスクールバスについて、現状では運転手及び添乗員に対する安全研修の受講義務はなく、また、道路運送車両の保安基準第22条の3において、幼児専用車の幼児用座席についてはシートベルトの設置も免除されている状況です。

幼児自らシートベルトを着脱することが難しいため緊急時の脱出が困難であることや、幼児の体格は年齢によって様々であり一定のシートベルトの設定が困難であること、また同乗者の着脱補助作業が発生することから、シートベルトの設置が免除されていますが、時代の変化とともに、乗用車の後部座席シートベルト着用が義務づけられるなど、安全に対する考え方はより厳格になっています。

よって、政府は、送迎バス等における児童、生徒の安全のため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 児童、生徒を送迎するバス等の安全管理に係る統一基準を作成し、運転手及び添乗員に対し安全研修受講などを義務づけること。
2. 幼児専用車の幼児用座席におけるシートベルト設置免除について一定の年限を設定し、シートベルトまたはそれに代わる安全装備の設置を義務づけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月24日

枚方市議会議長 木村 亮太

〈提出先〉

内閣総理大臣

総務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣